ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

CORPORATE NEWSLETTER

2024年4月4日

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための 産業競争力強化法等の一部を改正する法律案 一中堅企業関連措置とストックオプション・プールを中心に一

弁護士 下尾 裕 / 弁護士 松本 拓 / 弁護士 伊藤 雄太

Contents

- I. はじめに
- Ⅱ. 中堅企業関連措置
 - 1. 中堅・中小グループ化税制
 - 2. ツーステップローン
 - 3. INPIT の助成・助言
- Ⅲ. ストックオプション・プール
- Ⅳ. おわりに

I. はじめに

2024 年 2 月 16 日、「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」(以下「法律案」という。)が閣議決定され、現在開会中の第 213 回通常国会に提出された¹。法律案は、大きく二つの柱の措置からなり、「戦略的国内投資の拡大に向けた措置」と、「国内投資拡大に繋がるイノベーション及び新陳代謝の促進に向けた措置」である。

「戦略的国内投資の拡大に向けた措置」として、①電気自動車やグリーンスチール等国際競争に対応して内外の市場を獲得することが強く求められる商品について促進税制(生産・販売量に応じた税額控除)や金融支援を整備し、また、②国内で自ら研究開発した特許権および Al 関係ソフトウェアの著作権の活用状況について国が調査できる規定を新設し、一定の活用が確認できた場合にイノベーション拠点税制として所得控除を整備する。

「国内投資拡大に繋がるイノベーション及び新陳代謝の促進に向けた措置」としては、①常用従業員数2000人以下の会社等を「中堅企業者」、特に賃金水準が高く国内投資に積極的な中堅企業者を「特定中堅企業者」として定義したうえで、M&Aを行う際の税制優遇や金融支援、設備投資減税を整備し、②スタートア

¹ https://www.meti.go.jp/press/2023/02/20240216001/20240216001.html

ップ企業関連措置として、JIC の有価証券等処分期限の延長、NEDO によるディープテックスタートアップの事業開発活動への補助業務の追加、LPS の暗号資産保有の追加、ストックオプション・プールの整備が定められ、③企業横断的措置として、企業・大学等の共同研究開発に対する計画認定・助言が整備される。

1. 戦略的国内投資の拡大

- ① 国際競争に対応して内外の市場を獲得すること等が特に求められる商品を定義し (電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料 (SAF)、 半導体)、これを生産・販売する計画を主務大臣が認定した場合、以下を措置
 - > **戦略分野国内生産促進税制** (物資毎の生産・販売量に応じた税額控除)
 - EV40万円/台、グリーンスチール2万円/トン等の生産・販売量に応じた税額控除
 - ▶ 日本政策金融公庫による大規模・長期の金融支援(ツーステップローン)
- ② 政府が事業活動における知的財産等の活用状況を調査できる規定を新設し、一定の知的財産を用いていることを確認できた場合には以下を措置
 - ➤ <u>イノベーション拠点税制</u> (イノベーションボックス税制)
 - 対象知財:国内で自ら研究開発して生み出した、特許権及びAI関連ソフトウェアの著作権
 - 対象所得:対象知財のライセンス所得及び譲渡所得
 - 30%の所得控除(法人実効税率ベースでは、29.74%を約20%相当まで引下げ)

2. 国内投資拡大に繋がるイノベーション及び新陳代謝の促進

(1)中堅企業関連措置

- ③ 常用従業員数2,000人以下の会社等(中小企業者除く)を「中**堅企業者」**、特に 賃金水準が高く国内投資に積極的な中堅企業者を「特定中**堅企業者」**と定義。 特定中堅企業者等について、成長を伴う事業再編の計画を主務大臣が認定し、
 - 中堅・中小グループ化税制(特定中堅企業者又は中小企業者が、複数回の M&Aを行う場合の税制優遇)
 - 株式取得価額の最大100%・10年間、損失準備金として積立可能に
 - ▶ 日本政策金融公庫による大規模・長期の金融支援(ツーステップローン)
 - ➤ 知財管理に関するINPITの助成・助言 等

以下を措置

※別途、特定中堅企業者が地域未来投資促進法の計画承認を受けた場合に、設備 投資減税を拡充(最大6%の税額控除 ※現行は最大5%)

(2)スタートアップ企業関連措置

- ④ 産業革新投資機構(JIC)が有価証券等の処分を行う期限を2050年3月末までに 延長(現在の期限は2034年3月末)
- ⑤ NEDOによるディープテック・スタートアップの事業開発活動への補助業務の追加
- ⑥ LPS (投資事業有限責任組合) の取得可能資産への暗号資産の追加 等
- ② スタートアップがストックオプションを柔軟かつ機動的に発行できる仕組み(ストックオプション・プール)の整備(株主総会から取締役会に委任できる内容・期間を拡大)

(3)企業横断的措置

⑧ 企業・大学等の共同研究開発に関する、標準化と知的財産を活用した市場創出の計画を主務大臣が認定し、INPIT・NEDOが助言

※その他、事業適応計画における成長発展事業適応の廃止や特定新事業開拓投資事業計画の廃止等の措置を請する。
※産級法については、平成25年制定時に規定された同法第23条第5項第4号及び平成30年改正時に改正された同法第107条第1項につい、表現の適正化を行う。

出典:「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案概要」²

本稿では、このうち、特に当職らが法務・税務への影響が大きいと考える、「国内投資拡大に繋がるイノベーション及び新陳代謝の促進に向けた措置」のうち、中堅企業に関連する措置およびストックオプション・プールの整備について取り上げる。

II. 中堅企業関連措置

法律案では、常時使用する従業員の数が 2000 人以下の会社および個人(中小企業者を除く。)を「中堅企業者」³、そのうち成長発展を図るための事業活動を行っているものとして主務省令で定める要件に該当するものを「特定中堅企業者」⁴と新たに定義する。具体的な措置は以下の通りである。

1. 中堅・中小グループ化税制

中小企業者⁵又は中堅企業者が、複数回の M&A を行う際の税制優遇である。他の事業者の経営の支配 又は経営資源の取得を行ったことがある中小企業者又は中堅企業者が、当該他の事業者以外の他の事業 者の経営資源を自らの経営資源と一体的に活用し、新たな需要を相当程度開拓することを目的として M&A (当該 M&A を「特別事業再編」⁶といい、これを行うための計画を主務大臣に提出し認可を受けた計画を「認 定特別事業再編計画」⁷という。)を行う場合、租税特別措置法で定めるところによる課税の特例を受けること

² https://www.meti.go.jp/press/2023/02/20240216001/20240216001-a.pdf

³ 改正産業競争力強化法 2 条 24 項

⁴ 改正産業競争力強化法 34 条の 2 第 1 項

⁵ 中小企業基本法2条1項に定義される。

⁶ 改正産業競争力強化法 2 条 18 項

プ 改正産業競争力強化法 24 条の 2 第 1 項

ができる⁸。 具体的には、株式取得価額の最大 100%を損失準備金として積み立てていったん損金算入したうえで、その取崩しを最長 10 年間据え置きすることができる。

2. ツーステップローン

認定特別事業再編計画の遂行のために必要な資金を貸し付けるために、日本政策金融公庫は指定金融機関に対して当該必要な資金を貸し付けることができる(いわゆるツーステップローン)⁹。

3. INPIT の助成・助言

INPIT(独立行政法人 工業所有権情報・研修館)は特定中堅企業者の依頼に応じて、工業所有権の保護および利用に関し必要な助言を行うものとされる10。

III. ストックオプション・プール

法律案では、新たにスタートアップ企業向けのストックオプション・プールが新設された。ストックオプション・プールは米国などで活用されているストックオプションの形態であり、あらかじめ一定規模のストックオプションの発行枠を設定することで、機動的なストックオプションの付与が可能になるものである。

現行の規定では、ストックオプションの発行に当たって、株主総会により取締役会に募集事項を委任する場合には、割当日が株主総会決議日から1年以内の日である募集にのみ効力を有するとされ¹¹、また新株予約権の権利行使価額や権利行使期間等も当該株主総会決議で定める必要があった¹²。そのため、ストックオプションについては毎年その発行条件について株主総会決議を得る必要があり、また権利行使価額や行使期間について柔軟な運用はできなかった。これに対し、法律案では、スタートアップ企業を念頭に、設立 15 年未満の株式会社がストックオプションを発行する場合で、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた場合には、上記の規制が適用されないこととなり、1 年以内という制限なく、新株予約権の権利行使価額や権利行使期間についても取締役会で決定することができることとなった¹³。

IV. おわりに

法律案では、様々な措置が取られるが、その中でも当職らが法務・税務への影響が大きいと想定する中堅企業関連措置およびストックオプション・プールの整備を取り上げた。これらの措置を活用し得る事業者においては、関連する政省令を含めた法令の制定や施行時期、実際の運用・活用について引き続き注視していく必要がある。

以上

⁸ 改正産業競争力強化法 46 条の 2

⁹ 改正産業競争力強化法 35条1項2号、3号(2号は特定中堅企業者に限る)

¹⁰ 改正産業競争力強化法 34条の2 第1項

¹¹ 会社法 239 条 3 項

¹² 会社法 239 条 1 項 1 号、同法 236 条 1 項

¹³ 改正産業競争力強化法 21 条の 19

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 下尾 裕 (yutaka.shimoo@amt-law.com)

弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto_grp@amt-law.com)

弁護士 伊藤 雄太 (yuta.ito@amt-law.com)

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、<u>お問い合わせ</u>にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、<u>こちら</u>にてご覧いただけます。

アンダーソン·毛利·友常 法律事務所

www.amt-law.com